

相談センターニュース



イメージキャラクター
mamorumaru

空き地のタンポポが一斉に咲き出し、春が来たなぁと感じられる今日この頃ですが、皆様、いかがおすごしでしょうか？

この時期は、転居の多いシーズンでもあります。新生活を初めて、お隣さんやご近所が一体どんな方々なのか、少し気になったりならなかったり…さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 私はマンションに住んでおり、2軒隣りには、82歳の女性がお一人で暮らしています。このところ、その女性宅に、入れ替わり立ち替わりセールスマンが来ているようです。それとなく注意して見ているのですが、悪質商法の被害にでもあっていないか心配です。でも、楽しそうな話し声も聞こえますし、近所づきあいもないので声を掛けにくいです。

A 自治会の役員、民生委員、または地域包括支援センターにお知らせしたらいかがでしょうか。

<解説>

高齢者の悪質商法被害が増えています。今の高齢者は高度成長を経験しているため、他の世代と比較して経済的に豊かな世代であり悪質商法のターゲットになりやすいこと、稼ぐことが難しく限られた収入の中で貯蓄額を増やしたいとの思いから詐欺にあいやすいこと、身近に相談できる親族がいないことなどが原因と考えられます。日本の高齢化率（65歳以上の高齢者の全人口に占める割合）は平成27年10月1日現在26.7%で今後も上昇する見込みですから、高齢者に対する悪質商法被害の予防・救済は喫緊の課題といえます。

高齢者をターゲットにした悪質商法にはいろいろありますが、訪問販売や電話勧誘販売が依然多い状況にあります。お近くにそのような被害にあっているのではないかとと思われる高齢者がいる場合は、迷わず自治会、民生委員、地域包括支援センターなどに情報を提供しましょう。自治会などは、必要があれば司法書士などにつなげてくれます。そして、そのような見守りのネットワークの構築が高齢者の悪質商法被害の予防や被害の拡大防止に不可欠なのです。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら
↓



Q 私は、マンション管理組合の理事長をやっています。先日、マンションの一室で、所有者が孤独死しました。相続人がいないようで、現在、部屋は空き家になっています。管理組合としては、管理費の滞納も心配ですが、できれば、誰かに部屋を買い取ってもらって、空き家の状態を解消したいのですが、よい方法はありますか？

A マンション管理組合から家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、亡くなった方の財産を清算する手続きがあります。

<解説>

相続人がいないときには、家庭裁判所は、利害関係人等の申立てにより、相続財産管理人を選任します。相続財産管理人は、亡くなった方の債権者に対し、債務の支払いなどの清算手続きを行う権限があります。

今回のケースでは、マンション管理組合は管理費を請求することができる立場にあるわけですから、利害関係人として相続財産管理人の選任を申し立てることができます。

そして、選任された相続財産管理人は、亡くなった方の部屋を第三者に売却し、その代金からマンション管理費も含めて債務を支払うこととなります。それによって、ご相談の懸念はうまく解決できると思われれます。

この制度の利用にあたっては、亡くなった方の財産や相続人の調査など、専門的な知識が必要となります。スムーズな手続きのためには、お近くの司法書士にご相談ください。

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！
「はい、静岡県司法書士会です！～相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社／本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律问题でお困りの方、ご活用ください！！